

バリアフリー法施行令の一部を改正する政令について

背景

本年5月20日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」について、所要の改正を実施。

概要

○公立小学校等の特別特定建築物への追加(第5条第1号)

特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(以下「公立小学校等」という。)を追加

スケジュール

公布 令和2年10月2日(金)

施行 令和3年 4月1日(木)

(参考)政令新旧(抄)

新	旧
(特別特定建築物) 第五条 一 <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)</u> で公立のもの (<u>第二十三条において「公立小学校等」という。</u>)又は 特別支援学校	(特別特定建築物) 第五条 一 特別支援学校